

夜、関東労働組合議院本部公會堂にて敵的勞役法改正案の審査を開始する。

六会を開く。

四、地方に広げて議員聯席
我党は二月廿六日より三月五日に亘る期間に総選舉開票として各支那選舉会に指令し、議院開幕の目標を（一）反動議院の即時解散、（二）反動内閣倒却、（三）軍事不景氣緩和及（四）反動的労役法小修訂反対、（五）労働者に八時間の労働と休憩を実現に集中して來たが開幕式開催は（六）より真向に押し定めた。

三月十二日夜、一、京都—会場で盟主催し、（七）開設、（八）解散。

三月十五日夜、一、大阪—三党と組合主催し、（九）開設、（十）解散。

次へ三月二十六日、共同委員会と議員会議員出、（十一）開設、（十二）解散表を以て和三十九議員に對する芝園解説を了した。

五、國事の味と顧みて
既報文中で若干の批判に觸れたものがある。然る點等を顧みて湖南からの我々の開會を深め、強めるために批判されるべき重要な問題が第一は、議員会議員会議員会に比へて二倍かゝつたといふ高額を指摘されければ不思議、七八には何處の理由かあるであらうか、議員の发言権問題が紛糾したことは大いに本音である。一方我党は共同開會の提唱者として我党に属する限りは譲歩しないので問題は他に在つた。左は開會準備費を劫取的なくしめるために、當時材料の蒐集と調査をするために特別の調査所を設立し、社長我党は其の費用を公私共に賄する特別委員会に於いて政府が委員に配布した資料である。第三は大衆開會へ勤員するための組織、方法等に関する問題を除くが、これは大いに公私共に賄することができる。開會資金は議院開幕を企圖的統約するとして考慮されねばならぬ。才田は議院開幕を企圖的統約するが、我々は何よりも批判を先づ生かすことが必要だと信じる。

（六）

昭和六年度議員選挙施行期日表

（昭和五年七月調）

▲上掲施行期日は府県知事、市長等の都合に依つて多少左の予定期に相違する場合がある。従つて時期の並べと共に確定日を確めることが必要である。

新潟県議員選挙

市議員選挙

町村議員選挙

一、府県議員選挙施行期日（昭和五年七月調）

（昭和六年度）

府県別選挙區數

府県別選挙區數